

スキル裁判がはじまります

兵庫Tさん裁判 8月25日(木) 10時 大阪地裁 708号法廷
城東支店 山本さん・黒田さん裁判 9月22日(木) 13時20分大阪地裁 708号法廷

==== 基礎評価△で習熟「無」 最高時給200円の賃下げを許さない! =====

期間雇用社員賃金は「基本給＋加算給」で決定され、「加算給」は「基礎評価給＋資格給」となっています。「資格給」がいわゆるスキルでありA・B・Cランクに分けられ、そして、「基礎評価給」は「基本的な勤務態度を評価」、「資格給」は「職務の広さとその習熟度を評価」とされています。

【基礎評価項目】

- 1 ユニホーム、胸章を正常に着用している。
- 2 服装、身だしなみは社員としてふさわしいものとなっている。
- 3 分かりやすく、はっきりと、ていねいな言葉づかいをしている。
- 4 無届けの遅刻・早退・欠勤はなかった。
- 5 休憩・休息時間を守っている。
- 6 管理社員、正社員、リーダーの指示を理解して対応している。
- 7 職場内のルールを遵守している。
- 8 他の社員とのコミュニケーションをとり、チームの一員として行動している。
- 9 他の社員の仕事の邪魔をしたり、自分勝手な行動をしていない。
- 10 郵便物等・機械類・機動車・備品・物品をていねいに扱っている。

会社の考え方としても、この2つの評価はまったく別評価として設定され、評価の意図も明確に区別されています。

しかし、「基礎評価10項目」の中で一つでも「△(できていない)」とされると、基礎評価給10円が支給されないだけでなく、「資格給Aランク」の項目である「他の時給制契約社員等に対して指示・指導ができる」の項目を「充分できていない」と評価し、「習熟度」を「無」とするという、会社の評価の位置づけからも矛盾する「こじつけ」を行い、その結果、「習熟有」と評価されてきた期間雇用社員の時間給が、50円(郵内・その他)～200円(郵外・通集配混合I)下げられることにつながっています。

さらに、以前には基礎評価項目である「遅刻」があってもスキルの習熟度は「有」が継続されており、2010年の10月更新時に何の説明もなく一方的に「習熟無」にしてきたのであり、この背景には宅配事業統合失敗による「経費節減」が声高に叫ばれてきた時期に重なり、経営失敗のつけを労働者の賃下げを含め労働強化・定員削減等により乗り切ろうとする会社の不当な狙いがあることは明らかです。

私たちは、このような不法ともいえる賃下げを断じて許すことはできません。

兵庫のTさんの6月22日裁判提訴に続き、8月9日城東支店の山本さん、黒田さん、8月15日豊中支店の西澤さんも提訴され、不法・不当な賃下げを許さない闘いを決意されました。

近畿で3つの裁判を取り組むことになり、最初の裁判として兵庫Tさんの裁判が8月25日(木)に行われます。

この裁判は、単に原告当事者の実損回復にとどまらず、不当な賃下げを受けている多くの期間雇用社員の不利益救済につながります。

皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

←大阪地裁(地下鉄御堂筋線「淀屋橋」下車)



「スキル裁判を支える会」

連絡先 兵庫県姫路市西中島 208-4-201

Tel&Fax 079-222-0738 mail@usay-npo.org

NPO法人ゆうせい非正規労働センター・関西事務所
(非正規センター・ゆい)